

17 指定を受けようとする法人及び役員（就任予定者を含む。）が欠格事由に該当しないことを誓約する書類（別紙様式9）

誓約書

平成30年10月4日

内閣総理大臣 殿

一般財団法人 日本民間公益活動連携機構
代表理事 二宮 雅也

当法人は、下記1から3のいずれにも該当しないことを確認し、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約書が虚偽であり、又はこの誓約書に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、内閣府において必要と判断した場合には、提出した役員名簿上の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれかに該当する団体（法第17条第3項各号）
 - (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
 - (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
 - (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
 - (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。次号において同じ。）
 - (5) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体
2. 法第33条第1条の規定により指定を取り消され、その取消の日から3年を経過しない団体（法第20条第1項第5号）
3. 役員のうちに次のいずれかに該当する者がいる団体（法第20条第1項第6号）
 - (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
 - (2) この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者